

あなたももらえる？ 福祉年金は こんなとき受けられます

福祉年金は、次のどれかに該当するかたに支給されます。ひとつでも該当するかたは、一度

市の国民年金係か、支所・出張所の窓口にご相談ください。

- ① 満七十歳以上のお年寄り。
- ② 満六十五歳以上の身体障害者。
- ③ 満二十歳以上の重度の心身障害者。
- ④ 長期間ねたきりの、腎臓・肝臓・心臓・結核・血液疾患のいずれかの障害をおもちのかた。

この年金は、費用の全額が国の負担でまかなわれていますので、支給に制限があり、恩給・年金など六万円以上の年金をもらっているかたは支給がとめられます。また、扶養義務者などの所得によっても、支給の制限がありますが、ひとり決めせず

に、手続きだけはおとりくださるよう、おすすめます。

- 一年金額
- ▽老齢福祉年金 三万九千六百円
- ▽障害福祉年金 六万円
- (いずれも十月から増額の金額)

消防設備士

試験のお知らせ

- 試験種別 甲・乙全類
- とき 八月二十八日
- ところ 栃木会館
- 受付 八月七日までに市消防本部へ

※詳しくは消防本部(電話四〇〇五〇)へ。

農家のみなさんへ 標準小作料が設定されました

昨年十月の農地法の一部改正に伴い、小作料協議会・農業委員会の審議と知事との協議を経て、別記のとおり標準小作料が設定されました。

小作料は、農地法の改正で貸主と借主の合意で決めるようになりますが、小作料がむやみに高くなるのを防ぐため、この制度が設けられたものです。新たに小作契約したり、契約条件を変更なさるかたは、この

標準小作料を、参考にしていただくわけですが、契約の内容については、必ず農業委員会に報告してください。

標準小作料

- 〔田〕上(野口・和泉)一万一千円。中(七里・南宮・東、中小来川・所野本村)八千円。下(江の久保・善法・山久保・西小来川・滝ヶ原)六千円。
- 〔畑〕標準小作料を定めません。

狩猟を 始められるかたへ 狩猟者講習会を開きます

新しく狩猟を始めたかたのために、次のとおり狩猟者講習会を開きます。

- とき・ところ
- ▽九月七日 今市市大原町今市市営射撃場(実技)
- ▽九月八日 今市市公会堂(講義) 時間は午前八時三十分から。
- お問い合わせ 市役所農林課または今市林業事務所へ。

市史編さん室 だより

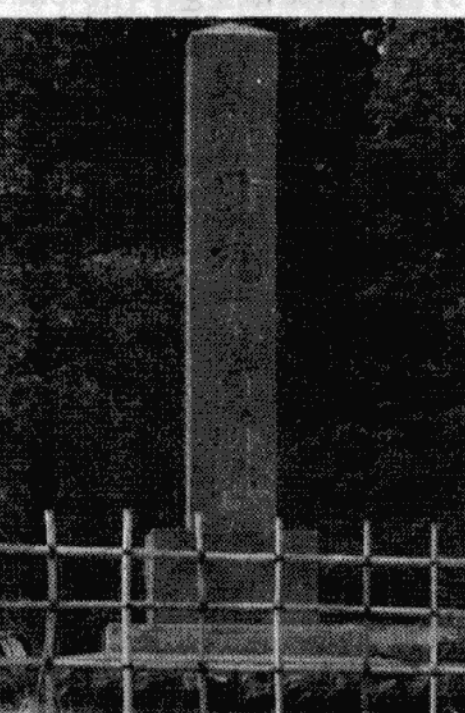
八月の市史

元禄十三年 一七〇〇(八月) 幕府、目付駐在を廃止
日光奉行を置く
日光奉行は、元禄十三年八月に初めて置かれたもので、幕府老中の直屬でしたが、それ以前は、東照宮の造営奉行が日光奉行の事務を執っていました。

の精鋼所寮)にあり、奉行の仕事は、東照宮を始め、山内社堂の祭祀・修繕、一山ならびに日光町の庶務警備いっさいを管理し、兼ねて、上野、下野両国の公事訴訟をとりはからうことを職としました。
徳川幕府の終るまでに、六十九名が日光奉行職につきました。

定員は二人で半年交替でしたが、寛政六年(一七九四)以後は一年交替となり、二千石前後の旗本の中から昇進するので、任命と同時に従五位下朝散大夫に任じられ、徳川末期には石高の外に役金千五百両を賜わるなど、かなりの優遇を受けていました。
初代日光奉行は、四軒町(今

万延元年 一八六〇(八月) 幕府、日光学問所開く
日光学問所は、日光奉行屋敷内に万延元年八月にできました。全国の幕府直轄の学問所としては、もっとも新しいもので、万延元年八月二十九日の東照宮御番所日記に次のような遺書を廻したとされるされています。



西参道国道わきに立てられた日光奉行所跡の碑

山内の建築物は、維新の変革によって幕府の保護を離れたことと、神仏分離令などによって、明治の始めにいちぢるしく荒廃しましたが、これを救おうと設立されたのが保晃会です。設立の経緯と功績などについては、昨年の六月号と七月号の広報紙で紹介しましたのでおぼえます。

「豫(かね)て通知せし如く去る二十六日より弥々(いよいよ)学問所を開き講義始まる。寺院坊中諸役人等講義聴聞、又は入学の有志は遠慮(えんりよ)なく罷(まか)り出る様にせられたし。」
経営は社寺とは関係なく幕府直接に行ない、生徒は十五歳から三十歳までで、生徒数は二十名前後でした。
教授は、中央学府である江戸湯島の聖堂から、幕府が直接任命して派遣しましたが、この学問所も、幕府派遣の教授が来なくなったので、わずか五年で廃止され、その後は日光の幕臣などが引き継いで唯心院学校と呼んで明治四年まで続きました。
明治十二年八月 日光社寺建造維持のため 保晃会 設立